

令和8年9月8日の大雨による被災者の皆さまへ

生活福祉資金（福祉資金〔緊急小口資金〕）

特例貸付のご案内

～ 一時的な生活費をお貸しします ～

貸付内容

◆ 貸付対象

令和8年台風第24号及び前線による大雨により被災された方で当座の生活費を必要とする世帯

◆ 貸付限度額

- ・ 1世帯につき1回限り
- ・ 原則として10万円以内

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は20万円以内

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) 重傷者・妊産婦・小学校修了までの子がいる世帯で特に資金の貸付需要があると認められるとき

◆ 措置期間

貸付けの日から1年以内

◆ 償還期限

据置期間終了後2年以内

◆ 貸付利子

無利子

必要書類

- ◇ 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ◇ 罹災証明書（交付申請中または今後交付申請される場合は、申込受付時にお申し出ください。）
- ◇ 申込者の預金通帳またはキャッシュカード（貸付金振込先の口座となります）

問い合わせ先

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会

〔住所〕 尾張旭市新居町明才切57番地（保健福祉センター1階）

〔電話〕 0561-54-4540

〔受付時間〕 9:00～16:00（土・日・祝日除く）